

道路や
公園に面する

危険ブロック塀等の除却補助について

最大

15万円
補助します！

●対象かどうかチェック

(以下のすべてに該当するもの)

- 枚方市内にあるもの
- 道路、公園等に面しているもの
(隣地境界のブロック塀は対象外です)
- 高さが80cm以上のもの
- 所定の点検方法による結果が不適合であるもの

●申込方法

まず、住宅まちづくり課窓口にお越しいただくか、インターネットフォーム、電話、またはメールにて事前にご相談ください。

職員が後日、現地調査を行ったあと、申込書を提出していただきます。

※除却工事（補助対象工事）の契約（着手）後の申込みはできません。

●補助額（以下1~3の最少額）

- 1) 除却に要した費用の額
- 2) 15万円（分譲マンションは別途ご相談ください）
- 3) 補助対象ブロック塀の
見付面積（高さ×長さ）[m]×1万5千円

●注意事項

- ▷ 事前相談の受付期間は4月7日～12月14日です。
- ▷ 塀の一部のみの除却、ご自身での除却作業は原則補助対象になりません。
- ▷ 売却目的の整地のためや建物の解体工事を行うための除却は補助対象になりません。
- ▷ ブロック塀の除却を目的にした別の補助金と重複して申込みすることはできません。
- ▷ 新たにフェンス等の構造物を設置する場合、建築基準法等に適合するものにしてください。
- ▷ 交付申込書の提出期限は12月28日（完了報告書の提出期限は2月26日）です。
交付申込書の提出期限までに予算が上限に達した際は、受付を終了します。

●お問い合わせ先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

住所：〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目9番15号
(枚方市役所分館2階)

TEL：072-841-1478(直通)

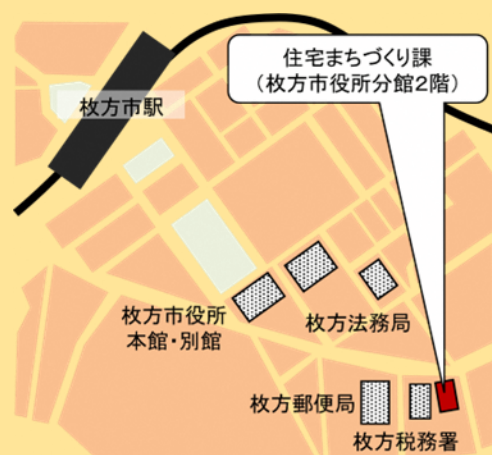
FAX：072-841-5101

MAIL：jumachi@city.hirakata.osaka.jp

補助制度について

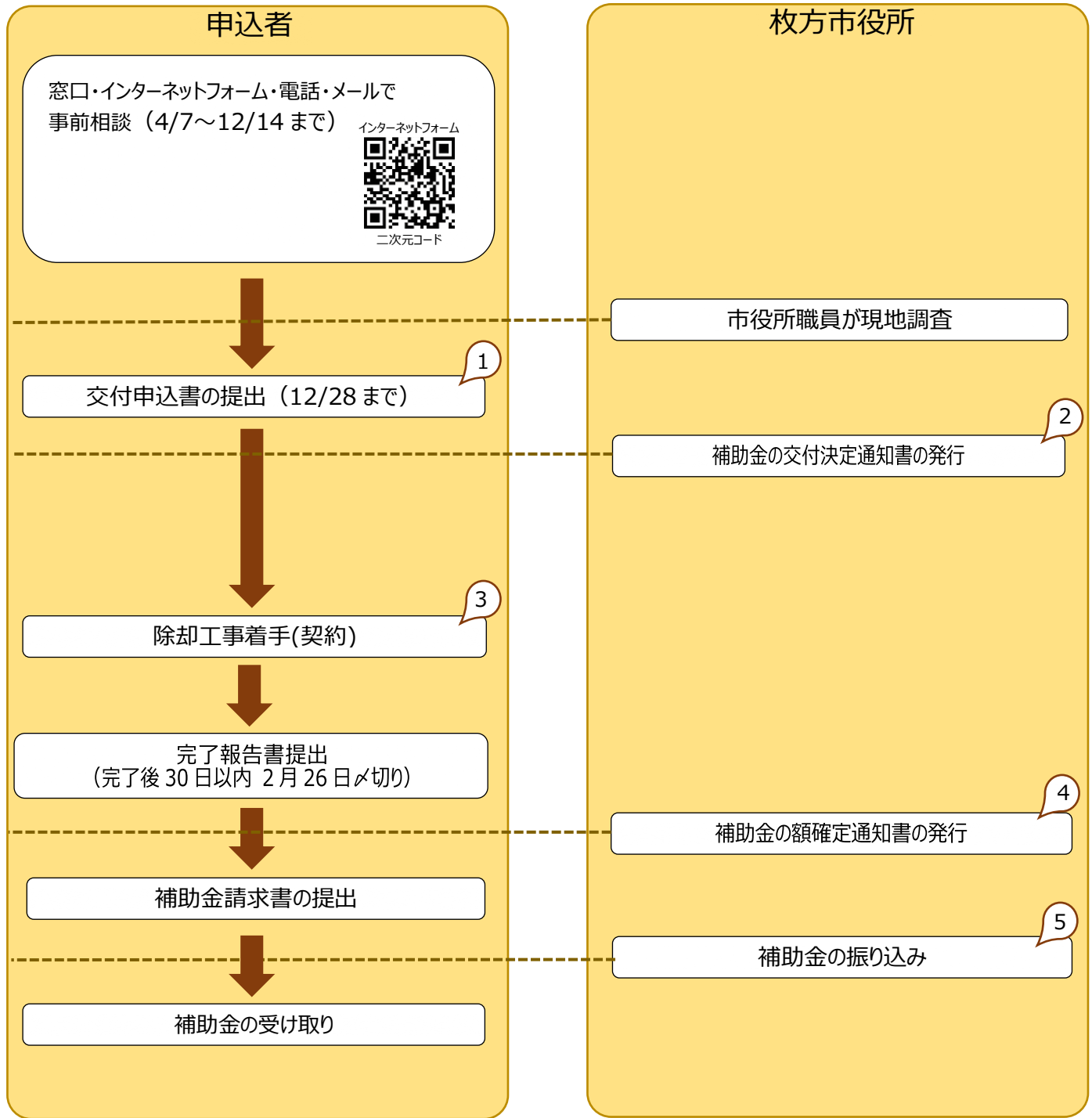


二次元コード



手続きの流れ

① 事前相談は 4/7~12/14 まで 交付申込書の提出は 12/28 まで



手続きのポイント

- 1 事前相談、及び市役所職員による現地調査の完了後、**交付申込書を提出**してください。
- 2 交付申込書を提出してから 2 週間程度で交付決定通知書を発行します。
- 3 交付決定通知書の発行日から 30 日以内に補助対象行為に着手（契約）してください。
着手後、**着手報告書を提出**してください。
- 4 完了報告書を提出してから 2 週間程度で額確定通知書を発行します。
- 5 補助金の振り込みは、補助金の額確定通知書がお手元に届いてから **1 ヶ月程度**かかります。